様式その二　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（建築確認申請添付書類）

|  |
| --- |
| 開　発　行　為　等　に　関　す　る　申　告　書 |
|  １ | 　　 平　　成　　　　　　年　　　　　　月　　　　　　日 |  ７ 建 築 の 区 分 |  ア　　　 イ　 ウ　用途の変更を伴わない改築 エ　　　 |
|  ２　  | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　  |
| 　  ３　  | 　 ア　　　　　イ　　 ウ　非 線 引 区 域 |
|  ４ | 　　　　　　　　　　　 ㎡ |  ８建築（新築・改築・増築）床面積 | 　　　　　　　　　　　　 ㎡ |
|  ５建築を行なうために開発　  |  ア　伴　う　　イ　伴わない |  ９ | 　　　　　　　　　　　　 ㎡ |
|  ６　  | 　　　　　　　　　　　 ㎡ |  10 |  |
|  11 敷土 地地 との な表 る示 |  |  |  |  |
|  |  |  | 　　　　　　　　　　　　 ㎡ |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  12 都 市 計 画 法 第 二 十 九 条 ま た は 第 四 十 三 条 に 関 す る 事 項 | (1) 市 街 化 区 域 ・ 調 整 区 域 共 通 | ア　都市計画法第２９条第３号に規定する公益施設　　 の建築 | (2)　市　街　化　区　域　・　非　線　引区域 | 　 ア 市業け 街区る 地域建 開内築 発に 事お |  （ア）土地区画整理事業区域内 |
|  イ　都市計画施設の整備に関する事業区域内におけ　　 る建築 |  （イ）工業団地造成事業区域内 |
|  ウ　市街地開発事業でない土地区画整理事業区域内　　 における建築 |  （ウ）新住宅市街地開発事業区域内 |
|  エ　公有水面埋立事業竣功許可前の土地における建築 |  （エ）市街地再開発事業区域内 |
| イ　既存(従前)建築物の敷地における建築〈3000平方メートル（政令で定める規模）〉　1000平方メートル（政令で定める規模）  |
|  オ　非常災害のため必要な応急措置として建築 |  ウ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 未満の造成地(道路位置指定等)における建築 |
|  カ　車庫・物置等附属建築物の建築 | (3) 市整 街区 化域 調 |  ア　法第４３条の許可を受けた建築物の建築 |
|  キ　開発許可を受けた造成地における建築 |  イ　開発行為を伴わない増築 |
|  ク　住宅地造成事業認可等を受けた造成地における　　 建築 |  ウ　用途の変更を伴わない改築 |
|  エ　政令第２０条第１項から第４号までの農林漁業用建築物 |
|  (４) 市街化調整区域内 | ア　農林漁業住宅または政令第２０条第５号の90平方メートル以内の農林漁業用建築物 |
| イ　物品の販売等を行なう50平方メートル以内の店舗、事業場等で業務用の面積が２分の１以上（開発行　　 為を伴う場合は、敷地100平方メートル以内)のものの建築(政令第２２条第６号、第３５条第３号) |
|  〈3000平方メートル（政令で定める規模）〉　1000平方メートル（政令で定める規模）〈非線引区域内〉　市街化区域内(５) 　　で(１)および(２)以外の 以上の開発行為を伴う建築物の建築  |
|  (６)市街化調整区域で(１)から(４)までに掲げる土地の区域以外の土地における建築または(１)から(４)までに掲げる建築物　　 以外の建築 |
|  摘 用 |  |
|  13　農地転用の許可または届出受理の番号および年月日 |  |
| ※確 | １．都市計画法第３章第１節に適合すると認める。上記事項につき確認したところ　２．別途、知事の発行する証明書の添付を必要と認める。３．都市計画法に基づく許可（第　　　　条）を受ける必要を認める。 |
| 認欄 |  白　井　市 建築宅地課 | 課　長 |  | 主　幹副主幹 |  | 主　査主査補 |   | 班　員 |   | 　　　 年　　月　　日 |
|  土木事務所 |  所　長 |  |  課　長 |  |  主　任 |  |  |  |  |  | 　　　 年　　月　　日 |

　備　考 １．この申告書は、都市計画法施行規則第６０条の証明書に代えるものです。（12の(４)欄については、別途証明書必要）

　　 ２．※印のある欄は記載しないこと。

　　 ３．３・５・７および12欄は、該当するものの記号を丸で囲むこと。

　　 ４．12の(４)欄に該当するものは、別途知事の証明書を受けてから建築確認を受けること。

　　 ５．12の(６)欄に該当するものは、別途許可を受けてから、建築確認を受けること。

　　 ６．12の摘要欄には、許可、認可、検査等関係する手続きについて、番号、年月日等（開発許可にあっては、予定建築物、その他の条件等を含む。）必要な事項を記載すること。

　　 ７．この申告書の提出にあたっては、建築確認申請者自身で所要の事項を記載し、その記載事項について市町村開発許可担当部課の確認を受けてから、建築確認申請書に添付して提出してください。

 ８．非線引区域とは、市街化区域、市街化調整区域の指定のない都市計画区域をいう。